§１．都市計画現況調査の概要

１　都市計画現況調査について

(1)　国土交通省では，都市計画に関する種々の現況を把握することを目的に，都道府県都市計画担当課に依頼し，都市計画の決定状況等を調査している。

調査は，基本的には都市計画の決定がなされているものを調査対象にしているが，土地区画整理事業については，土地区画整理法上の土地区画整理事業の全てを調査対象としている。

２　都市計画の決定状況等

(1)　都市計画区域の指定状況

昭和44年に現行都市計画法が施行され，都市計画区域は一体の都市として総合的に整備し，開発し，保全する必要がある区域を指定するものとされた。

平成19年度中に市町村合併に伴う都市計画区域の再編等が行われたことから、全体として都市計画区域数は29減少している。その結果は以下の通りである。

都市計画区域の指定状況

年　度	都市計画区域数	都市計画区域内						全国		
		市	町	村	計	面　積	人　口	市町村数	人　口	国土面積
						ha	千人		千人	km²
昭和59年度	1,212	652	1,145	108	1,905	9,166,422	106,841.0	3,253	120,008	377,781
60	1,222	652	1,161	105	1,918	9,194,348	107,794.3	3,253	120,721	377,801
61	1,232	653	1,168	108	1,929	9,245,685	108,714.3	3,252	121,372	377,815
62	1,236	655	1,166	106	1,927	9,281,496	109,094.0	3,245	121,874	377,835
63	1,238	656	1,171	101	1,928	9,309,638	109,918.8	3,245	122,335	377,719
平成元年度	1,243	656	1,177	104	1,937	9,353,822	111,639.4	3,245	122,745	377,727
2	1,251	656	1,186	103	1,945	9,392,381	112,236.2	3,239	123,157	377,737
3	1,258	662	1,184	109	1,955	9,449,635	112,340.7	3,236	123,587	377,750
4	1,266	666	1,185	109	1,960	9,501,678	112,807.9	3,236	123,957	377,800
5	1,274	665	1,198	104	1,967	9,577,536	113,263.4	3,235	124,323	377,812
6	1,281	665	1,205	105	1,975	9,639,959	113,756.1	3,234	124,655	377,819
7	1,285	665	1,212	110	1,987	9,692,794	114,426.7	3,234	124,914	377,829
8	1,289	670	1,223	101	1,994	9,734,103	114,639.7	3,233	125,257	377,837
9	1,294	671	1,229	103	2,003	9,776,659	115,475.1	3,233	125,568	377,837
10	1,307	671	1,238	106	2,015	9,843,747	116,004.8	3,233	125,860	377,855
11	1,308	672	1,238	106	2,016	9,854,140	116,418.8	3,230	126,071	377,837
12	1,311	671	1,239	106	2,016	9,869,465	116,813.7	3,228	126,285	377,873
13	1,318	673	1,245	105	2,023	9,937,814	117,347.0	3,224	126,479	377,880
14	1,318	676	1,237	103	2,016	9,956,148	117,677.6	3,213	126,688	377,899
15	1,319	689	1,200	99	1,988	9,948,672	118,044.7	3,133	126,824	377,907
16	1,271	728	949	77	1,754	9,978,042	118,243.7	2,522	126,869	377,915
17	1,271	772	610	44	1,426	9,982,489	118,377.7	1,822	127,055	377,923
18	1,260	777	596	42	1,415	9,987,313	118,750.1	1,805	127,053	377,930
19	1,231	778	587	42	1,407	9,995,401	119,227.8	1,794	127,066	377,946

※○東京都区部は，１市とみなして計上した。なお，19年度全国市町村数は，市784，町815，村195（北方領土の６村を含めると201）である（平成20年３月31日現在）。

（注）全国欄のうち

１．人　　口

毎年３月31日現在の「住民基本台帳人口」である。

２．国土面積

(1)「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院・毎年10月１日現在）による。

(2)　昭和63年度に国土面積が減少しているのは，基準とする地形図の縮尺が変更になり，精度が上がったことによる。（昭和62年まで）１／50,000→（昭和63年以降）１／25,000

(2) 市街化区域，市街化調整区域の決定状況

都市計画法第７条の規定により，都市計画の内容の一つとして都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め，無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は，すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり，市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり，少なくとも三大都市圏及び政令指定都市を含む都市計画区域については定めることとされている。

市街化区域，市街化調整区域区分の決定状況

	区域区分設定済都市計画区域						市街化区域		市街化調整区域面積	摘 要
	区域数	市	町	村	計	面 積	面 積	人 口		
						ha	ha	千人	ha	
60. 3. 31	325	385	415	48	848	5,047,139	1,342,936	75,959.5	3,704,203	
61. 3. 31	326	385	419	45	849	5,058,546	1,353,528	76,730.4	3,705,018	
62. 3. 31	328	387	422	42	851	5,069,146	1,358,434	77,605.5	3,710,712	
63. 3. 31	329	388	414	41	843	5,078,117	1,362,999	77,858.2	3,715,118	
1. 3. 31	328	389	410	41	840	5,067,923	1,363,307	78,572.0	3,704,616	
2. 3. 31	329	389	410	40	839	5,074,121	1,367,181	79,897.5	3,706,940	
3. 3. 31	331	389	411	39	839	5,097,918	1,373,703	79,879.5	3,724,215	
4. 3. 31	332	396	406	36	838	5,124,224	1,380,579	80,566.6	3,743,645	
5. 3. 31	332	396	406	36	838	5,131,038	1,388,306	79,911.6	3,742,732	
6. 3. 31	334	399	406	38	843	5,146,097	1,396,090	81,128.6	3,750,007	
7. 3. 31	336	400	402	38	840	5,179,300	1,403,822	81,553.1	3,775,478	
8. 3. 31	338	402	402	36	840	5,181,642	1,408,457	81,971.9	3,773,185	
9. 3. 31	337	404	404	34	842	5,195,232	1,416,380	82,381.0	3,778,852	
10. 3. 31	337	406	403	33	842	5,195,139	1,421,291	82,833.0	3,773,848	
11. 3. 31	337	406	402	33	841	5,201,102	1,425,079	83,376.6	3,775,730	
12. 3. 31	337	406	403	33	842	5,205,864	1,432,302	83,764.7	3,773,562	
13. 3. 31	338	405	403	33	841	5,213,349	1,438,142	84,195.8	3,775,038	
14. 3. 31	337	407	399	32	838	5,219,556	1,443,808	84,719.3	3,775,748	
15. 3. 31	337	409	397	30	836	5,219,403	1,445,378	85,017.9	3,774,025	
16. 3. 31	337	411	389	30	830	5,214,237	1,446,321	85,653.2	3,767,916	
17. 3. 31	295	416	319	25	760	5,163,732	1,434,640	85,087.9	3,732,092	
18. 3. 31	294	434	215	15	664	5,169,200	1,435,765	85,489.5	3,733,435	
19. 3. 31	287	437	206	14	657	5,165,692	1,436,745	86,126.3	3,728,947	
20. 3. 31	282	437	203	14	654	5,179,064	1,439,007	86,597.7	3,740,057	

(3) 地域地区等の決定状況

都市計画法第８条の規定により，都市計画の内容の一つとして，それぞれの都市計画区域について，地域，地区又は街区で必要なものを都道府県又は市町村が定めることとされている。また，その設定基準は都市計画法第13条１項７号の規定により「地域地区は，土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して，住居，商業，工業その他の用途を適正に配分することにより，都市機能を維持増進し，かつ，住居の環境を保護し，商業，工業等の利便を増進し，良好な景観を形成し、風致を維持し，公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において，市街化区域については，少なくとも用途地域を定めるものとし，市街化調整区域については，原則として用途地域を定めないものとする。」とされている。

なお，便宜上「促進区域」及び「地区計画等」等についてもこの欄に登載した。

地域地区等の種類	都市数	面積
		ha
用途地域	1,223	1,847,377.2
第一種低層住居専用地域	1,032	343,396.1
第二種低層住居専用地域	455	15,472.8
第一種中高層住居専用地域	1,130	257,952.2
第二種中高層住居専用地域	813	99,661.4
第一種住居地域	1,254	419,193.5
第二種住居地域	988	86,233.9
準住居地域	665	27,327.1
近隣商業地域	1,188	73,939.4
商業地域	985	73,622.3
準工業地域	1,162	200,995.7
工業地域	898	102,467.4
工業専用地域	626	147,115.4
特別用途地区	457	78,015.2
特定用途制限地域	18	59,276.6
特例容積率適用地区	1	116.7
高層住居誘導地区	1	28.2
高度地区	200	363,406.5
高度利用地区	269	1,805.3
特定街区	17	212.0
都市再生特別地区	13	81.3
防火地域	747	30,441.8
準防火地域		291,371.0
特定防災街区整備地区	3	46.0
景観地区	12	6,397.6
風致地区	216	169,591.1
駐車場整備地区	122	28,100.2
臨港地区	313	56,935.4
歴史的風土特別保存地区	9	20,083.0
第一種歴史的風土保存地区	1	125.6
第二種歴史的風土保存地区	1	2,278.4
緑地保全地域	0	0.0
特別緑地保全地区	65	5,560.1
緑化地域	0	0.0
流通業務地区	27	2,386.0
生産緑地地区	209	14,454.2
伝統的建造物群保存地区	46	964.5
航空機騒音障害防止地区	5	4,984.0
航空機騒音障害防止特別地区	6	2,118.0
市街地再開発促進区域	55	67.6
土地区画整理促進区域	126	21,144.2
住宅街区整備促進区域	7	75.1
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	2	8.1
遊休土地転換利用促進地区	0	0.0
被災市街地復興推進地域	6	289.5
地区計画	724	125,796.2
沿道地区計画	3	624.4
集落地区計画	13	584.2
防災街区整備地区計画	4	358.6

(4) 都市計画施設の決定状況

都市施設は，都市計画法第11条の規定により，「都市計画区域については，都市計画に、次に掲げる施設（道路，公園，下水道等）で必要なものを定めるものとする。この場合において，特に必要があるときは，当該都市計画区域外においても，これらの施設を定めることができる」とされており，個々の施設について原則として都道府県若しくは市町村が同法第13条の都市計画基準の趣旨に従って「当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的」に定めることとされている。

具体的には，「土地利用，交通等の現状及び将来の見通しを勘案して，適切な規模で必要な位置に配置することにより，円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう」定めるとともに「市街化区域については，少なくとも道路，公園及び下水道を定めるものとし，第１種低層住居専用地域，第２種低層住居専用地域，第１種中高層住居専用地域，第２種中高層住居専用地域，第１種住居地域，第２種住居地域及び準住居地域については，義務教育施設をも定める」こととされている。

このような方針に則って決定されている都市計画施設の決定状況は，次のとおりとなっている。

イ．道　　路

（車線数別）

区　　分	H20. 3. 31	
	計　　画	改　良　済
	km	km
総延長	73,540.01	42,194.17
8車線以上	154.58	110.55
6車線	1,287.21	937.70
4車線	14,347.18	8,549.22
2車線	24,241.72	13,469.61
車線数を定めない路線	1,566.58	1,278.85
未決定	31,942.75	17,848.23

（幅員別）

区　　分	H20. 3. 31	
	計　　画	改　良　済
	km	km
総延長	73,540.01	42,194.17
40m以上	2,340.70	1,583.72
30m～40m	4,680.42	2,736.58
22m～30m	16,256.25	9,777.47
16m～22m	30,001.07	16,286.85
12m～16m	14,534.81	8,193.61
8m～12m	4,545.98	2,711.43
8m未満	1,180.78	904.50

（道路種別）

区　　分	H20. 3. 31	
	計　　画	改　良　済
	km	km
総延長	73,540.01	42,194.17
自動車専用道路	5,077.54	2,163.70
幹線街路	65,832.05	37,951.65
区画街路	1,434.49	1,063.55
特殊街路	1,195.93	1,015.27

ロ．公　園

（面積単位：ha）

区　　分		H20. 3.31	
		箇所数	面　積
街区公園	計　画	31,387	7,717.38
	供　用	29,686	7,147.45
近隣公園	計　画	4,572	9,060.33
	供　用	3,909	7,119.60
地区公園	計　画	1,202	6,981.98
	供　用	1,075	5,517.50
総合公園	計　画	1,268	34,618.75
	供　用	1,158	21,848.61
運動公園	計　画	623	12,288.31
	供　用	585	9,193.78
風致公園	計　画	376	9,642.61
	供　用	318	5,364.30
特殊公園	計　画	301	4,108.65
	供　用	262	2,147.80
広域公園	計　画	219	26,080.90
	供　用	202	13,174.98
計	計　画	39,948	110,498.91
	供　用	37,195	71,514.02

ハ．その他の主な都市計画施設

（20．3．31現在）

施設区分	都市数	単位	箇所数 計画	箇所数 供用又は完成（概成含む）	面積・延長等 計画	面積・延長等 供用又は完成（概成含む）
駅前広場		㎡	2,923		12,413,015.4	9,444,698.4
都市高速鉄道	176	km	355		2,250.0	1,784.3
自動車駐車場	216	ha	492		273.7	247.5
自転車駐車場	210	ha	569		66.7	61.4
自動車ターミナル	40	ha	64		189.1	179.2
空港	4	ha			120.1	89.1
軌道	1	km			6.6	4.6
港湾	2	ha			72.7	72.7
通路	13	m			2,310	568
交通広場	67	㎡	104		367,200	261,500
緑地	615	ha	2,464	2,161	57,307.3	17,198.7
広場	29	ha	36	31	39.7	36.2
墓園	233	ha	311	279	6,230.5	3,865.0
その他の公共空間	20	ha	28	25	149.1	143.1
水道	4	ha			21,764	21,764
公共下水道		m			108,010,632.5	82,979,374.7
都市下水路		m			1,786,816.0	1,496,211.0
流域下水道		m			16,518,328.8	141,472,260.3
汚物処理場	532	ha	581	555	1,679.1	1,298.5
ごみ焼却場	616	ha	782	722	2,253.5	1,969.8
地域冷暖房施設	24	㎡	85		377,863	295,603
ごみ処理場等	357	ha	427	389	1,411.2	1,135.6
ごみ運搬用管路	8	m	8		45,960	31,848
市場	280	ha	374	367	1,690.6	1,621.8
と畜場	98	ha	94	87	267.8	255.2
河川	168	km			1,288.5	688.8
運河	7	km			83.8	47.0
水路	2	km			3.0	3.0
学校	32	ha	192	188	582.8	557.6
図書館	3	ha	3	3	1.1	1.1
体育館・文化会館等	17	ha	31	30	261.3	260.0
病院	12	ha	15	14	61.6	48.7
保育所	13	ha	28	28	3.8	3.8
診療所等	1	ha	2	2	2.7	2.7
老人福祉センター等	17	ha	20	19	46.0	45.9
火葬場	606	ha	660	627	986.6	858.0
一団地の住宅施設	73	ha	228		3,573.2	
一団地の官公庁施設	12	ha	12		194.5	
流通業務団地	22	ha	26		2,097.6	
防潮堤	8	km	23	22	19.5	18.3
防火水槽	97	㎥	1,146	1,139	24,720.4	24,529.4
河岸堤防	1	km	10	10	36.6	36.6
公衆電気通信の用に供する施設	1	ha	2	2	1.4	1.4
防水施設	8	㎡	16	12	751,500	293,500
地すべり防止施設	1	ha	1		50.7	
砂防施設	10	㎥	44	25	16,421,314.5	2,265,144.5

(5) 市街地開発事業の決定状況

市街地開発事業は，都市計画法第12条の規定による土地区画整理事業，新住宅市街地開発事業，工業団地造成事業，市街地再開発事業，新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業であり，都市計画ではその種類，名称，施行区域及び施行区域の面積を定めることとされている。

また，市街地開発事業は「市街化区域内において，一体的に開発し，又は整備する必要がある土地の区域について定めること」とされ，これら面的整備事業を積極的に推進し，計画的な

都市整備を図ることとしている。

このような位置づけにある市街地開発事業の決定状況は，次のとおりである。

市街地開発事業の決定状況

	H20. 3.31		
	都市数	地区数	計画面積
			ha
土地区画整理事業	1,002	4,858	274,378.4
うち特定土地区画整理事業	120	304	20,576.7
新住宅市街地開発事業	45	51	15,919.3
工業団地造成事業	43	51	8,403.2
市街地再開発事業			
うち市街地再開発事業	250	831	1,298.1
うち市街地改造事業	11	16	29.0
住宅街区整備事業	5	6	67.4
防災街区整備事業	2	3	3.7

(6) 都市計画事業費及び財源

都市計画事業とは，都市計画法第59条の規定による許可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい，国の機関，都道府県，市町村及びこれ以外の者で都道府県知事の認可を受けた者がこれを行うことができる。

本調査では，このうち，都道府県，市町村が行った都市計画事業を主な都市計画施設等の種類別に，その事業費と財源を調べたものであり，その状況は次のとおりである。

平成19年度主な都市計画施設の事業費及び財源

(単位：千円)

	19年度	18年度	比較増▲減
事業費合計	4,186,807,383	4,394,533,574	▲ 207,726,192
道路	956,597,498	917,866,671	38,730,827
土地区画整理	554,351,672	565,520,533	▲ 11,168,861
公園	262,496,442	283,393,467	▲ 20,897,025
下水道	1,874,138,468	2,025,741,783	▲ 151,603,315
市街地再開発	226,710,271	250,389,387	▲ 23,679,116
その他	312,513,032	351,621,733	▲ 39,108,701
（財源内訳）			
財源合計	4,186,807,383	4,394,533,574	▲ 207,726,192
国庫補助金	1,223,950,193	1,302,636,490	▲ 78,686,297
都道府県支出金	548,060,059	519,656,001	28,404,058
うち地方債	275,794,163	277,111,008	▲ 1,316,845
うち市町村負担金	78,929,184	90,647,324	▲ 11,718,140
市町村支出金	2,199,171,458	2,285,808,213	▲ 86,636,755
うち地方債	1,159,681,828	1,264,879,111	▲ 105,197,283
うち都道府県補助金	30,911,826	28,971,416	1,940,410
うち都市計画税	285,104,981	291,833,958	▲ 6,728,977
自己資金等	215,625,673	286,432,870	▲ 70,807,197
うち公共団体補助金	26,118,958	35,595,649	▲ 9,476,691

(7) 都市計画税の徴収状況

地方税法により市町村は都市計画事業等に必要な費用に充てるため，都市計画区域として指定されたものの全部又は一部の区域内（条例で定める）に所在する土地及び家屋に対し，固定資産税評価額を課税基準として，その土地又は家屋の所有者に対し，100 分の0.3 を超えない税率で都市計画税を課することができることとされており，その徴収状況は次のとおりである。

平成19年度都市計画税徴収市町村状況

		19年度	18年度	比較増▲減
都市計画区域内市町村数	市	778	777	1
	町	587	596	▲ 9
	村	42	42	0
	計	1,407	1,415	▲ 8
都市計画事業施行市町村数	市	686	700	▲ 14
	町	350	371	▲ 21
	村	23	23	0
	計	1,059	1,094	▲ 35
都市計画税徴収市町村数	市	529	538	▲ 9
	町	134	136	▲ 2
	村	2	2	0
	計	665	676	▲ 11
税率による分類市町村数	0.3/100	335	340	▲ 5
	～0.28/100	6	6	0
	～0.26/100	17	19	▲ 2
	～0.24/100	52	51	1
	～0.22/100	4	4	0
	～0.2/100	197	201	▲ 4
	～0.18/100	3	4	▲ 1
	～0.16/100	4	4	0
	～0.14/100	17	17	0
	～0.12/100	1	1	0
	～0.1/100	27	27	0
	～0.09/100以下	2	2	0
		千円	千円	千円
都市計画税徴収額		1,133,598,787	1,124,184,320	9,414,467